



表(1)令和5年度保険料の料率

区分	令和5年度	令和4年度	差引	
医療分	所得割率	7.80%	7.35%	0.45%
	均等割額	21,800円	21,040円	760円
	平等割額	23,460円	22,900円	560円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	0円
支援分	所得割率	3.11%	2.80%	0.31%
	均等割額	8,580円	7,930円	650円
	平等割額	9,200円	8,570円	630円
	賦課限度額	220,000円	200,000円	20,000円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0.00%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

令和5年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和5年4月1日現在で、1万21世帯、1万4918人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40~64歳までの国保加入者にかかる介護保険(第2号被保険者)の分です。それぞれの負担の考え方は、医療分の保険料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について負担し合うものです。

保険料の料率

6月15日付けで世帯主宛てに通知します。保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。令和5年度保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容は同じです。そのため、保険料には表(1)のとおり負担の限度額(賦課限度額)が設けられています。

表(2)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	【43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)】以下
5割軽減	【43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下
2割軽減	【43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下

※世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人)のうち、一定の給与所得者または公的年金に係る所得を有する人

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和5年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたら、表(1)~(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月から、資格を失った月

表(3)未就学児の均等割額の軽減

低所得者の軽減割合	未就学児に係る均等割額の軽減割合	
	未就学児の軽減なし	未就学児の軽減あり
軽減なし	軽減なし	5割軽減
2割軽減	2割軽減	6割軽減
5割軽減	5割軽減	7.5割軽減
7割軽減	7割軽減	8.5割軽減

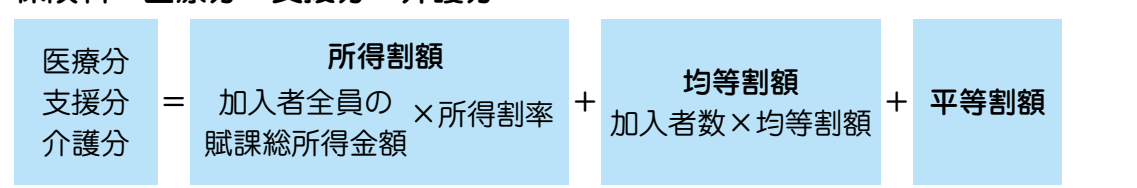
の前月までの計算となります。ただし、保険料のうち介護分については、40歳になる月(月の初日生まれの場合は前月)から65歳になる前月(月の初日生まれの場合は前々月)までの分を納めていただきます。40歳になるときは40歳になった月の翌月に変更の通知を送付しますが、65歳になるときはあらかじめその月数を見込んで保険料の通知をしていますので、65歳になっても変更の通知は送付しません。75歳になるときにょって国保から後期高齢者医療に変わる人は、75歳になる月の前月までの保険料で計算して通知しています。後期高齢者医療の保険料は75歳になる月の翌月以降に別途通知します。

低所得者の保険料の軽減

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度

表(4)保険料の計算方法

保険料 = 医療分 + 支援分 + 介護分



※賦課総所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除金額(43万円)
 ※介護分は、40~64歳までの国保加入者にかかります
 ※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合
 (世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
43万円	7割	26,600円	10,400円	4,100円	41,100円
128万円	5割	110,700円	43,900円	29,700円	184,300円
199万円	2割	192,700円	76,400円	53,000円	322,100円
300万円	-	289,300円	114,800円	82,900円	487,000円
600万円	-	523,300円	208,100円	163,600円	895,000円

保険料の納付は口座振替で

市役所にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。銀行の届出印が不要で、専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力するだけで手続きが完了するサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関
 京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合
 ※上記以外の市の取扱金融機関を利用したい場合、直接金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください

ている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1をさらに軽減します。軽減の対象者は国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)です。軽減割合については表(3)をご覧ください。

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「令和5年度過年度新規分」として賦課されることとなります。通知書は、過年度新規分と令和5年度分の2通または3通送付される場合があります。

保険料の特別徴収

令和5年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、令和5年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。

国保の加入者は受診費用が無料です。日ごろの健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。
※被保険者証を持参のうえ受診してください
※市の実施する人間ドックの受診補助を利用する場合、特定健診は受けられません



健診を受けよう!

協力医療機関はこちらから確認してください



特別徴収の対象は、次の①～③全てに該当する世帯主(国保加入者)です。

- ①国保加入者全員が65歳以上の世帯
②年金支給額が年額18万円以上の世帯
③介護保険料と国民健康保険料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯

保険料の滞納すると

特別徴収で保険料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができません。①金融機関へ届出をする

届出印、被保険者証または令和5年度国民健康保険料納入決定・更正通知書
②金融機関への届出後、国保医療課へ届出をする

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、有効期限が通常より短い「短期被保険者証」の交付になります。保険料の未納によりこの証の有効期限が切れても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず「事

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。必ず納期限内(令和5年度第1期分は6月30日まで)に、国保医療課にご相談ください。

○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人
○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

スマートフォンのアプリによる納付

保険料を納付書で納めている場合、Pay Pay、LINE Pay、d払い、au PAYで保険料が納付できます。アプリをダウンロードしたスマートフォンで納付書のバーコードを読み取ってお支払いください(事前にチャージが必要)。

健康マイレージ 事業実施中

国保加入者に楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォンのウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」を利用した事業を実施しています。

70～74歳の人の医療

70～74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70～74歳の人が、またはその人と同一の世帯に属する70～74歳の人です。

高齢受給者証を忘れずに!

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付しています。医療機関にかかる場合は被保険者証と一緒に忘れずに提示しましょう。

訪問健康相談を実施します

特定健診や人間ドックの受診結果から支援などが必要な人に対して国保医療課の看護師が訪問健康相談を行う予定です。

各種がん検診 受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで(子宮頸がん検診・乳がん検診は令和6年2月29日まで)実施しています。受診時点で国保に加入している場合、窓口で負担した受診費用は、国保から還付します。

人間ドック・脳ドック受診補助受付中

国民健康保険被保険者

- 対象…次の全てに該当する人
・市国保に1年以上継続加入している
・前年度に市ドック補助を利用していない
・35～74歳で入院または妊娠していない
・保険料の滞納がない、または納付相談の上、納付計画履行中
○補助内容…人間ドック、脳ドック ※併用も可
○補助額…市ドック費用の7割相当額

後期高齢者医療被保険者

- 対象…入院していない人
○補助内容…人間ドックのみ、人間・脳ドック併用のいずれか ※脳ドックのみのコースはありません
○補助額…一律15,000円
▶いずれも12月28日(木)までに各被保険者証を国保医療課へ持参
※市ドックの検査項目など詳細は市ホームページをご覧ください
※申込前に受診した費用は補助できません
※人間ドックと特定健診等の両方を受診した場合、特定健診等は全額自己負担

還付金詐欺にご注意ください!

市や日本年金機構などの職員を名乗り、ATMから振り込みをさせる事案が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
②振り込む前に家族に相談する
③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関へお問い合わせください
問消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110